

第4期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（第1回）

1 日時

令和2年11月27日（金） 午前10時30分から正午まで

2 場所

東京都庁第二本庁舎 31階特別会議室 21

3 出席者

和田委員長、藤平委員長職務代理者、宮古委員、中村委員、笠原委員、坂上委員、土屋委員、相川委員、土田委員（9名）

※ 欠席 加藤委員（1名）

4 事務局参加者

増田指導部長、小寺指導部指導企画課長、中嶋指導部義務教育指導課長、佐藤指導部高等学校教育指導課長、丹野指導部特別支援教育指導課長、森川総務部企画担当課長、清水教育相談センター次長、田中指導部主任指導主事（情報教育担当）、千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当）、勝山指導部主任指導主事（不登校施策担当）、志村指導部主任指導主事（人権教育担当）、平林指導部主任指導主事（生活指導・産業教育担当）、關統括指導主事（生徒指導担当）、小鍛冶統括指導主事（不登校施策担当）、久保田統括指導主事（生活指導・産業教育担当）、大津教育相談センター統括指導主事、長友教職員研修センター統括指導主事

5 傍聴者

1名

6 報道機関

取材なし

7 議事

（1）諮問事項伝達

（2）事務局説明

ア 東京都におけるいじめ防止等の対策の概要について

イ 「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について

ウ 「いじめ総合対策【第2次】」の改定に向けて

(3) 審議

ア 「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果から見られる取組の現状と課題について

イ 「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の内容について

8 審議記録

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

開会に先立ちまして、委員の皆様には3点の御連絡とお願いを申し上げます。1点目は、資料の確認です。机上に配布させていただきました資料につきましては、次第の下に記載をしております。資料は、タブレット端末にて提示させていただいております。御確認の上、不備等がございましたらお伝えください。2点目は、本日の取材及び傍聴の状況についてです。本日の取材の申し出はございません。また、本会議の傍聴につきましては、都教育委員会傍聴規則に準じて受け付けることとしております。本日は、1名の方の傍聴を受け付けておりますので御報告をいたします。3点目は、本日の会議録についてです。後日、都教育委員会ホームページにて全文公開させていただきますので、御了承くださいますようお願い申し上げます。

では改めまして、皆様こんにちは。私は、本日の進行を務めます、東京都教育庁指導部主任指導主事 千葉と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。現時点で東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の委員の10人のうち9名の方々に御出席していただいております、定足数に達しております。加藤委員におかれましては、本日所用により御欠席との連絡をいただいております。

それでは、ただいまから東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の第1回会議を開会いたします。本対策委員会規則第3条第2項によりますと、対策委員会の委員は、東京都教育委員会が任命または委嘱すると規定されております。本来であれば、都教育委員会より委員の皆様には直接委嘱状または発令通知を交付すべきところではございますが、各委員の皆様には、すでに御自宅等に郵送させていただいております、これをもって交付に代えさせていただきます。

それでは、ここで東京都教育委員会を代表いたしまして、教育長、藤田裕司より御挨拶申し上げます。

【藤田教育長】

皆様、おはようございます。東京都教育委員会教育長の藤田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。皆様方には、公私共に御多用の中、第4期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、都教育委員会は、平成26年8月、その年の7月に施行いたしました、東京都いじめ防止対策推進条例の規定に基づきまして、本日お集まりをいただいております

いじめ問題対策委員会を設置したところでございます。都教育委員会では、平成 29 年 3 月にいじめ総合対策【第 2 次】を策定いたしまして、都内全ての公立学校において、学校、保護者、地域住民、関係機関が一体となりまして、組織的にいじめ防止等のための取組が推進されるよう支援しているところでございます。

第 3 期の対策委員会では、平成 30 年 11 月以降全 6 回の審議をいただきまして、本年 7 月に答申を取りまとめていただいたところでございます。この答申の中では、2 年間の取組の成果として、各学校が見逃しがちな軽微ないじめの積極的な認知や、学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応等を推進することを通して、早期にいじめを解消に導いてきたことについて評価をいただいたところでございます。ただ一方で、「多様性や互いのよさを認めることについて、日常の授業はもとより、家庭、地域等、様々な場を通して育むこと」や「児童・生徒に SOS を出す力、受け止める力を育成することに加え、子供の不安や悩みを十分に引き受けることのできる大人を増やすこと」、また、「学校と保護者等との受け止めに乖離がないか、周知の在り方を見直すとともに、保護者や地域からの発信を促し、受け止める体制を充実させること」については、今後さらに取組の改善を図る必要があると御指摘をいただいているところでございます。

本日は、第 4 期の対策委員会に対しまして、お手元にお配りをさせていただいております事項について諮問をさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、2 年間の任期の中で、学校の取組の推進状況等について検証をいただきまして、その過程で明らかになった課題の改善に向けて、答申をいただきたくよろしくお願いを申し上げます。

また、本対策委員会の所掌事項といたしまして、ただいま申し上げましたことに加えまして、いじめの防止対策推進法に規定をされております、重大事態に関する調査をお願いすることとなっております。都立学校において、重大事態が発生した場合には、原則として、まず学校の組織において調査を行うこととなりますけれども、その後、私ども都教育委員会の下に設置をされました組織による調査が必要となった際には、こちらの対策委員会にその役割を担っていただくこととなっております。こちらにつきましても、併せてよろしくお願ひします。

都教育委員会といたしましては、引き続き、全ての子供たちが安心して学校に通い、学ぶことができるよう、いじめの問題の解決に向けて、全力で取り組んでいく所存でございますので、皆様方のお力添えを賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

ありがとうございました。教育長につきましては、公務のため、ここで退席をさせていただきます。

続きまして、本対策委員会の委員の紹介でございます。資料 1 委員名簿に掲載させていただいている順で、お一人ずつ自己紹介をお願いしたいと存じます。それでは和田

委員からお願いできますでしょうか。

【和田委員】

皆さん、おはようございます。帝京大学の和田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【藤平委員】

おはようございます。日本大学、藤平でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

【中村委員】

おはようございます。東京理科大学、中村と申します。よろしく申し上げます。

【坂上委員】

おはようございます。スクールカウンセラーの立場から参りました坂上と申します。よろしく申し上げます。

【土田委員】

おはようございます。警視庁の土田と申します。よろしく申し上げます。

【相川委員】

おはようございます。弁護士の相川裕と申します。どうぞよろしく申し上げます。

【土屋委員】

おはようございます。日本社会事業大学の土屋でございます。スクールソーシャルワーカーの立場で参りました。

【笠原委員】

駒木野病院の笠原と申します。よろしく願いいたします。精神科医として医師の立場から参りました。よろしく願いいたします。

【宮古委員】

おはようございます。国立教育政策研究所の宮古と申します。本日はどうぞよろしく願いいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

ありがとうございました。次に事務局職員を紹介いたします。東京都教育庁指導部長 増田正弘でございます。

【事務局（増田指導部長）】

よろしく願いいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

指導部指導企画課長、小寺康裕でございます。

【事務局（小寺指導部指導企画課長）】

どうぞよろしく願いいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

同高等学校教育指導課長、佐藤聖一でございます。

【事務局（佐藤指導部高等学校教育指導課長）】

よろしくお願ひいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

同義務教育指導課長、中嶋富美代でございます。

【事務局（中嶋指導部義務教育指導課長）】

よろしくお願ひいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

特別支援教育指導課長、丹野哲也でございます。

【事務局（丹野指導部特別支援教育指導課長）】

よろしくお願ひいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

総務部企画担当課長、森川比呂志でございます。

【事務局（森川総務部企画担当課長）】

よろしくお願ひいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

東京都教育相談センター次長、清水宏でございます。

【事務局（清水教育相談センター次長）】

よろしくお願ひいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

東京都教職員研修センター研修部教育開発課統括指導主事、長友慎吾でございます。

【事務局（長友教職員研修センター統括指導主事）】

よろしくお願ひします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。次に、本委員会規則について、事務局より説明いたします。

【事務局（小寺指導企画課長）】

指導企画課長の小寺でございます。改めましてどうぞよろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

ファイルの資料2をタップしていただきまして、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則を御覧いただきながら御説明させていただきたいと存じます。

第1条、趣旨でございます。この規則は、東京都いじめ防止対策推進条例に基づき、本対策委員会の組織および運営に対し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条の所掌事項につきましては、3点ございます。第1は、都教育委員会の諮問に応じ、都や区市町村の教育委員会、公立学校におけるいじめの防止等のための対策の推進について、調査・審議し、答申をいただくことです。第2は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があるとお認めいただくときに、私ども都教育委員会に御

意見をいただくことでございます。第3は、先ほど教育長の挨拶にもございましたが、都立学校におきまして、法第28条第1項に規定する、重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として、この同項に規定している調査を行っていただきまして、その結果を私どもに御報告いただくこと。以上の3点でございます。

第4条でございます。委員の任期でございますが、2年となっております。第4期の任期は、令和2年8月1日から2年後の7月31日までとなっております。

第5条でございます。委員長につきましては、対策委員会に委員長を置き、委員の互選によって定めること。委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理すること。委員長に事故があるときなどは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理すること、といたしております。

第6条の会議及び議事につきましては、対策委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができないこと。対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長が決すること。都立学校において発生した重大事態の調査を行う場合の会議は、出席委員の過半数の議決により、全部または一部を公開しないことができる、としております。

第9条の調査部会につきましては、重大事態の調査を行うに当たり、必要があるときは、この対策委員会に調査部会を置くことができること。調査部会は利害関係を有する委員以外の委員や専門調査員3人以上で組織すること、部会長を置くこと、などと定めております。

第10条の秘密の保持につきましては、委員等は職務上知り得た秘密を漏らしてはならないことなどとしております。本規則の説明については、以上でございます。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

次に、ただいま御説明申し上げました規則に基づき、委員長を選出していただきたいと存じます。どなたか立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

では、いらっしゃらないようですので、どなたかを御推薦いただきたいと存じます。いかがでしょうか。では、相川委員、お願いします。

【相川委員】

はい。学校教育の御経験があり、いじめ問題を始め、子供の健全育成や生徒指導、特別活動論の専門家でいらっしゃいます、和田孝委員に委員長をぜひお願いしたいと存じます。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

ただいま、相川委員から、和田委員を委員長に推薦したいとの御発言がございました。皆様にお諮りいたします。和田委員を本委員会の委員長に選出することについて、御意見はございますか。

それでは、和田委員を委員長に選出することに御了承いただける方は、拍手をお願いいたします。（拍手）

委員の皆様の御了承がいただけましたので、和田孝委員が本委員会の委員長に選出されました。それでは、和田委員長、委員長の席に御移動をお願いします。

早速ではございますが、和田委員長から御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

【和田委員長】

ただいま御推薦をいただきました和田でございます。この委員会の審議が円滑及び有意義なものになるように、委員の皆様、また事務局の皆様に御協力をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

ありがとうございます。続いて、規則に基づき、委員長から、委員長の職務を代理する者を一人御指名いただきたいと思います。委員長よろしくお願いいたします。

【和田委員】

はい。それでは、委員長職務代理者として、文部科学省での立場で、児童・生徒の健全育成に関わる研究をなされた御経験のある、本委員会の第2期、第3期の委員でいらっしゃいました、藤平敦委員を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

ただいま、委員長から、本対策委員会の委員長職務代理者として藤平委員が指名されました。では、藤平委員長職務代理者から御挨拶をいただきたいと思います。存じます。

【藤平委員長職務代理者】

はい。改めまして藤平でございます。御指名をいただきましたので、精一杯務めさせていただきます。私に与えられた役割は、本委員会が円滑に進みますように、委員の皆様様の御協力をいただきながら、委員長を補佐することだと思っておりますので、どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

ありがとうございます。これより議事に入ります。議事の進行は、和田委員長にお願いをいたします。

【和田委員長】

はい。それでは議事を行います。皆様、進行に御協力いただきますように、どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに東京都教育委員会から、子どもへの諮問事項の伝達をお願いいたします。指導部長、よろしくお願いいたします。

【事務局（増田指導部長）】

東京都いじめ防止対策推進条例第11条第2項の規定に基づき、次の事項について諮問いたします。

「東京都内公立学校におけるいじめ防止に関わる取組の推進状況の検証、評価およびいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について 令和2年11月27日、東京

都教育委員会」

本諮問事項は、11月12日に開催されました教育委員会定例会において決定したところでございます。その際、教育委員から本対策委員会で特に御審議いただきたい内容として5点の意見がございましたので、御紹介をさせていただきます。

1点目は、いじめはどの学校でも、どの子供にも起こり得るものであることから、子供の不安や悩みをどう受け止めるのか。子供自身が一人ではないと感じられるような居場所をどう作っていくのかを考える必要があるということ。

2点目は、いじめの未然防止のみならず、いじめの解消に向けた取組の徹底に一層力を入れるべきではないかということ。

3点目は、学校と保護者との受け止めに乖離があるという実態から、子供、保護者、教員の信頼関係に基づく対応をさらに強化することが求められるということ。

4点目は、学校は、教員一人で抱え込まず、組織で対応することを徹底しているが、いじめ問題に対応する教員に対するフォローという視点も重視すべきではないかということ。

5点目は、新型コロナウイルス感染症に関連するいじめ等、社会的な環境の変化で生じるいじめ問題に対して学校や家庭等が柔軟に対応できるようにすることが必須であるということ。

以上の5点でございます。2年間、どうぞよろしくお願いをいたします。

【和田委員長】

東京都教育委員会からの諮問事項を賜りました。また、教育委員の方々からの御意見も賜ったということで、これを踏まえて、答申までおよそ2年間をかけて、私どもが審議を進めてまいりたいと存じます。委員の皆様、どうぞよろしくお願いをいたします。

では次に、事務局より3点について、続けて御説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

【事務局（小寺指導部指導企画課長）】

はい。それでは、3点について御説明を申し上げます。はじめに、東京都の施策の体系を御説明いたしますが、机上に「いじめ総合対策」という冊子2冊置かせていただいております。赤い方の上巻を御覧いただきたいと思っております。140ページをお開きください。

横1枚で概要が示されてございます。この資料の左上、平成25年9月に施行されましたいじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、東京都はいじめの防止等の対策を実施していくための万全の体制を整備することが必要と考え、資料中段にある通り、平成26年7月に条例を制定いたしました。

戻りまして138ページを御覧ください。資料の左側に法、右側に条例とその関係を示してございます。条例の第9条には、東京都いじめ防止対策推進基本方針の策定。また、第10条には、東京都いじめ問題対策連絡協議会の設置。11条には、教育委員会の付属

機関としての、この対策委員会の設置。そして12条には、知事が必要と認めるときに、重大事態の再調査を行うための組織として設置することができる東京都いじめ問題調査委員会が規定されております。これらの条例や規則、組織等の整備により、いじめ問題に対する重層的な責任体制が整備されていると考えております。

次は、都教育委員会の取組でございます。改めて140ページにお戻りいただきまして、右側の列、緑色の枠を御覧ください。まずこの本章、いじめ総合対策【第2次】でございますが、これは第1期の本対策委員会の答申等を踏まえ、東京都教育委員会が平成29年2月に策定したものでございます。都教育委員会、区市町村教育委員会、都内公立学校の対策の一層の推進を目指し、平成29年3月に都内公立学校の全ての教員に配布いたしました。

いじめ防止等の対策を推進するための6つのポイント、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処の4つの段階ごとの具体的な取組、いじめに関する事業や校内研修の実践事例を示し、学校が具体的なイメージをもっていじめ防止等の取組の強化徹底を図ることができるようにしております。

また、本年7月には、第3期の本対策委員会から、資料4、それから資料5、この2枚にある概要でございますが、この通り、改めて答申をいただいたところでございます。本書に基づく、都内公立学校のいじめ防止等の取組については、成果と課題、今後の方向性を示していただきました。各学校におきましては、本答申を踏まえて、いじめ総合対策【第2次】を確実に推進するとともに、取組の成果と課題を不断に検証・評価して、その改善を図っていくことが求められていると考えております。

結びに、今後の取組についてお話いたします。赤い方の冊子、80ページをお開きいただけますでしょうか。80ページの最下段に、表の形で計画が示されてございます。今後、都教育委員会といたしましては、この前回の第3期の対策委員会からいただきました答申を踏まえて、今年度末までには、いじめ総合対策【第2次】を一部改定し、改めて都内の公立学校の全ての教員に配布をする予定です。その改定の内容につきましては、後ほど改めて詳しくお話させていただきます。令和3年度からの4年間、都内全ての公立学校において、いじめ総合対策【第2次・一部改定】を踏まえた取組を行い、いじめ防止対策の一層の推進を図ってまいります。1点目の説明については以上でございます。

続きまして2点目の説明を行います。先般公表いたしました「令和元年度児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の中で、特にいじめの状況に焦点を当てて、説明させていただきます。

まずいじめの認知件数です。資料の8ページを御覧ください。右下に小さな数字が書かれてございます。グラフが二つございます。まず左側のグラフを御覧ください。認知件数の合計でございますが、紫色の、一番右側の部分、本年度の数字でございますが、64,579件。これは、小中高等学校と特別支援学校の公立学校の合計数値でございます。

前年度と比較いたしますと、小中学校で増加し、高等学校で減少、特別支援学校は、ほぼ横ばいとなっております。全ての校種において、平成 27 年度から増加傾向にございますが、特に小学校でその傾向が顕著でございます。認知件数が増加している理由といたしましては、各学校において、見逃しがちな軽微ないじめを積極的に認知していると捉えてございます。

次にその右側のグラフを御覧ください。これは解消率でございます。解消しているものの割合は、紫色の一番右側の部分、84.1%でございます。前年度から 0.7 ポイント上昇しており、ほぼ横ばいとなっております。いじめの解消を判断するに当たっては、いじめに関わる行為が止んでいること。そして、被害の子供の心身の苦痛を感じていないこと。この二つの要件が、少なくとも 3 か月続いていることを目安にして、それを満たしているということで、学校が確認している数値となっております。解消していないいじめが報告されている理由といたしましては、各学校において、いじめが確実に解消されるまで、丁寧な対応と経過観察を行っている結果と捉えてございます。

続きまして、13 ページを御覧ください。帯グラフが並んでございます。いじめの発見のきっかけでございます。このいじめの発見のきっかけは、小・中・高等学校では紫色の部分。「アンケートの調査など学校の取組により発見」が一番多い、最も多いですね。特別支援学校では、薄い茶色ですかね。本人からの訴えが最も多くなっております。これらの結果は、ほぼ前年度と同様の傾向となっております。赤い縦の線がございまして、こちらの左側が学校の教職員等が発見したもの、右側が学校の教職員以外からの情報により認知したものとなっております。

続きまして 14 ページを御覧ください。いじめられた児童・生徒の相談状況でございます。いずれの校種においても、「学級担任に相談」が一番多くなっております。これは学級担任と、児童・生徒との関係に信頼関係を築くことができているという成果であると捉えております。一方で、一番下になりますが、「誰にも相談していない」と回答した児童・生徒が 1,289 人、2%となっているという結果が出ております。自分がいじめられている、困った状況にあるということを誰かに相談するということが、いじめられている子供にとっては、やはりなかなかハードルが高いことだと考えておりますが、自分たちから自らの状況を発信できるようにして、いかに子供たちを導いていくか、また子供たちが安心して相談できる環境をいかに構築していくかが大きな課題だと考えております。そのため都教育委員会は、児童・生徒が不安や悩みを抱えた時に、身近にいる大人に、信頼できる大人に相談することの大切さなどについて学ぶ DVD 教材を開発いたしまして、SOS の出し方に関する教育を推進しております。また都の教育相談センターにおきましては 24 時間受付の電話相談や、昨年度から実施しています、中高生対象の SNS 教育相談、昨年度は高校生対象に期間を限定して施行しまして、本年度から本格実施しています。これらにより様々な対応をしているところでございます。

17 ページを御覧ください、今後の対応でございます。特に全ての教職員がいじめの

定義を正しく理解した上で学校いじめ対策委員会における多角的な検証によりいじめを確実に認知するとともに、学校が、「ふれあい月間 学校シート」等を活用いたしまして、P D C Aサイクルによる評価・改善を徹底できるようにすること。

2点目ですが、子供たちの多様性や互いのよさを認め合う態度の育成に加え、子供たちがいじめを自分たちの問題として捉え、いじめをなくすためにどうすればよいかについて、自ら考え、話し合い、行動できるようにするための取組を推進すること。そして、新型コロナウイルス感染症に関するいじめ等の防止の観点から、学校が児童・生徒の発達の段階に応じて適切に指導を行うことができるようにするための指導資料を作成・周知することなどを通して、実効的ないじめ防止対策の一層の推進を図ってまいりたいと考えております。以上が説明事項の2点目でございます。

次に、説明事項3点目でございます。「いじめ総合対策【第2次】の改定に向けて」でございます。資料上段を御覧ください。いじめ総合対策【第2次】の改定は、都教育委員会、区市町村教育委員会、都内全ての公立学校におけるいじめ防止等の取組の一層の推進を図ることを目的といたしております。条例の制定に伴いまして、平成26年に、第1次に当たるいじめ総合対策、そしてその3年後の平成29年に【第2次】を策定いたしました。本日御審議いただきます、いじめ総合対策【第2次・一部改定】につきましては、先ほども申し上げましたが、令和3年の3月に策定する予定といたしております。

続きまして、資料の中段、主な改定点を御覧ください。改定に当たりましては、赤い文字で記載されてございますが、いじめ総合対策【第2次】の内容を受け継ぐことといたしまして、学校等における取組の一層の推進に向け、その一部を改定するといった方向性で取り組んでまいります。主な改定点について、上巻・下巻と、現在は上巻・下巻となっておりますが、これを引き継ぎまして、一部改定版も同様な構成になりますが、大きく7点御説明いたします。

まずは上巻の3点についてです。第1点は、取組内容の更なる充実でございます。例えば、お手元の今の現行の赤い冊子の方ですが、15ページをお開きいただけますでしょうか。一番上に、「ア 魅力ある授業の実現」という項目がございますが、この青い枠で示されたものが、4段階に応じた具体的な取組になります。青が未然防止、緑が早期発見、オレンジ色が早期対応、赤が重大事態への対処という構成になってございますが、75ページまで続いています。これらの一つ一つの内容を改めて確認いたしまして、第3期の答申で御指摘いただきましたいじめの認知に至るプロセスや、相談できる大人を増やす取組などについて記載の充実を図ってまいります。

2点目ですが、ダイジェスト版を冒頭に配置したいと考えております。かなり詳細な内容で、この内容自体は非常に充実させているのですが、これを全部教員が読み込んでいくという時間もないこともあり、概要版の形で冒頭にもってきて、分かりやすく示していきたいと思っております。

3点目は、現状の図表やデータを更新するという視点です。上巻の14ページをお開きいただけますでしょうか。ここにグラフ等が出てございますが、こちらに掲載している図表のデータにつきましては、平成28年度、あるいは平成24年度等となっております。このような現状と課題の図表データを、現在東京都教職員研修センターで様々な調査を実施しておりますので、その結果を反映させて、最新のデータに更新いたしまして、この【第2次】と比べてどのように変化しているか。その変容を明らかにするような形で示してまいりたいと考えてございます。

続きまして、下巻については、4点の視点で改定を図ってまいります。

1点目は、保護者啓発プログラムの開発です。保護者が学校のいじめ防止の取組や家庭の役割等について理解できるよう、保護者会等で活用するプログラムを示してまいります。

2点目は、地域啓発プログラムの開発です。地域の方々がいじめ問題について考えることができるようお願いするプログラムを開発いたしまして、学校評議委員会等で活用できるようにしてまいります。

3点目は、学習・教員研修プログラムの改善です。子供たち自身がいじめについて考え、行動できる取組になっているかなどの視点からプログラムの改善を図ります。

そして4点目は、いじめに関する研究調査の実施です。子供、教員、保護者、地域、全体でおよそ15,000人程度を対象として質問紙調査を現在実施しており、まとめているところでございます。これらを掲載して、いじめ問題に関する現状と課題を明らかにしたいと思っております。

続いて資料の下段、資料8の下段を御覧ください。いじめ総合対策【第2次・一部改定】の全体の構成についてです。一番左側の、いじめ防止等の取組を推進する6つのポイントと、中央の、いわゆる4段階に応じた具体的な取組につきましては、この前回の、現行のいじめ総合対策【第2次】の構成を引き継いでいきたいと思っております。右側の下巻の実践プログラム編につきましては、これまでのいじめ防止のための学習プログラム、それからいじめ問題解決のための教員研修プログラム。この二つが現状のものですが、これに加えて、赤字で2行書かれておりますが、いじめ防止のための地域啓発プログラムと保護者啓発プログラムを追加するという予定です。下巻の実践プログラム編の詳しい内容につきましては、この後、教職員研修センター統括指導主事から説明をさせていただきます。

説明につきましては、以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局（長友教職員研修センター統括指導主事）】

教職員研修センター研修部教育開発課統括指導主事の長友と申します。資料9をお開きください。都教職員研修センターでは、今年度いじめ総合対策【第2次】の改定に合わせて、いじめ防止等の対策を推進する研究に取り組んでいます。この研究は、いじめ対策に対する現状と課題を明らかにすることを目的とした調査の成果を生かし学習

プログラム及び教職員研修プログラムを改善し、地域、保護者の啓発プログラムを開発することでいじめ防止等の対策をより一層推進することを目的としています。本日はいじめ総合対策【第2次・一部改定】下巻実践プログラム編の内容について、研究の内容と併せて説明させていただきます。

資料9の1を御覧ください。下から上に説明をまいります。下段、質問紙調査を御覧ください。

調査研究では、主に目的を3点としました。第1に、平成24年度に実施した、前回調査と同様の質問を行い、児童、生徒、教師、地域関係者の当時と現在の意識を比較することです。第2に、いじめ問題に対する意識等の変化や現状を把握することです。第3に、児童・生徒の問題行動、不登校等の実態については、把握困難な個人の意識や課題等を把握することです。調査は、令和2年8月から9月にかけて都内公立学校34校約15,000人に御協力いただき、調査を行いました。現在、調査結果につきましては集計中になっています。調査の結果につきましては、各種プログラムを改善・開発する指針といたします。

次に学習プログラム、教員研修プログラムの改善についてです。資料9の1の左側の方を御覧ください。まず、「第3部 いじめ防止のための学習プログラム」です。プログラムは、「1 新学習指導要領を踏まえた内容の改善・充実」、「2 答申で示された、子供自らがいじめについて考え、自ら行動できる取組となっているか」という2点を基に改善をいたしました。

次に、第4部いじめ問題解決のための研修プログラムです。プログラムは、答申を踏まえて、いじめの認知の判断までのプロセスを含んだ具体的な取組の充実を図ること、学校いじめ対策委員会における多角的な検証によるいじめの認知の徹底を図ること、学校における取組や教職員の意識について見直す機会を設定すること、教職員一人一人が自己の取組を点検するためのレーダーチャートを活用すること、という、4点を反映した内容になるように改善するとともに、新たに自己の取組の点検、自己点検のためのレーダーチャートを活用したというところを追加いたしました。

続いて、新たに開発した地域啓発プログラムと保護者啓発プログラムです。資料9の1の右側を御覧ください。答申22ページにありました、いじめ問題対策委員会からの提言(5)「保護者、地域社会とともに手を取り合おう」に基づきまして、学校、保護者、地域社会の普段からのパートナーシップ、双方向の関係づくりを重視し、子供がSOSを出しやすい存在、子供が安心して相談できる人になることを念頭に開発をしています。開発の方向性です。一つのプログラムを10分から15分程度のものとして、学校のニーズに合わせて組み合わせ可能な形式にしています。「いじめ総合対策【第2次】下巻」の教員研修プログラムをベースにして開発し、学校、地域関係者、保護者の共通理解を図る手だてとしています。未然防止、早期発見とともに、保護者の場合については、早期発見に重点を置いて開発することにしています。コロナ禍の状況も踏まえ、対

面形式だけではなくて、紙面やオンライン等、多様な媒体や形式で実施ができるように提案をしています。プログラムの内容が伝わることを重視し、保護者や地域関係者に分かりやすい表現にすること、という形で、以上5点の内容になっています。

続きまして資料の9の2、2ページを御覧ください。まずは地域啓発プログラムです。主な内容は、法律に基づくいじめの定義に関する理解、学校の取組について知ってもらうための学校いじめ防止基本方針に対する理解、いじめの未然防止・早期発見・いじめのない環境づくりのためにできることについて考える、の3点で、15分から30分程度のプログラムを開発しています。

続きまして3ページを御覧ください。今年、この写真は今年9月に研究協力校であります、東大和市立第二中学校の学校運営協議会で実施した様子です。実施に至るまでは、何度も協議を重ねるなどして、東大和市立第二中学校の校長先生をはじめ教職員の皆様に全面的に御協力をいただきました。プログラムは、学校が何をするのかを明確にし、地域の方々が協力しようという意欲や意識をもてる内容にしています。

続きまして4ページを御覧ください。プログラムの冒頭では、「共に手を取り合おう、いじめを生まない環境づくり」というテーマで地域の皆さんと一緒に考えていきたいということを伝えました。

次のページを御覧ください。まず具体的な行為を元に、どのような行為をいじめと考えるかについて考えていただきました。

次の6ページを御覧ください。その後、法に規定されたいじめの定義を元にいじめについて認識し、都全体として、いじめられていても相談していないという子供の存在がいることを伝えて、子供がSOSを出しやすい存在、子供が安心して相談できる相手になっていただきたいことを伝えました。

続いて次のページの7ページから8、9ページです。この辺りにつきましては、学校としてどのような取組を行っているのかを、未然防止、早期発見、早期対応の視点から、具体的に示しました。学校の取組を示すだけではなくて、いじめ問題における意義も伝えることで、取組のねらいについても理解していただけるように工夫いたしました。

続いて10ページを御覧ください。生徒による取組としては、子供たちが主体的にいじめ問題に取り組んでいる様子を伝えました。学校が地域の方々に、ただ「お願いします」という形で協力を求めるのではなくて、学校の取組を十分理解していただいた上で、地域住民としてできることを考えていただくことが重要であり、その核として、学校いじめ防止基本方針がいかに重要であるかを学校も再認識することができました。

次の11ページを御覧ください。最後に、地域の方々にいじめの未然防止・早期発見・いじめを生まない環境づくりのためにできることについて、一人一人の、これまでの取組を踏まえて、様々な立場から御意見をいただきました。

次の12ページでは、例えば、遅れて学校に行く子供を見かけたら、声をかけるであるとか、生徒の下校時間に合わせて買い物に行くなど、子供たちの様子に積極的に気を

配っていく様子であるとか、公園などを通りかかるときに、「いじめかな」って思える場面があったとしたら、積極的に声をかけるなどの意見が出されました。その中で、登下校の見守りパトロールを二人で担当している方が、必ず一人は交通整理、一人は気になる子に声をかける役割を担当しているとおっしゃってくださいました。転入したばかりで、保護者に付き添われて通っている子供が、友達と一緒に通えるようになったということで安心したり、うつむきがちに歩いている子供がいたら、積極的に声をかけたりしているというお話もいただきました。周囲の大人が、このような思いで自分たちを支えてくれていることを知ることは、子供たちにとっても大きな安心感で、学校のいじめ問題の主体的な取組につながる大きな力になっていくと思います。また、教職員にとっても、地域のよさや、地域との連携の重要性、学校としての取組の責務等について、改めて考える機会になると考えます。

続きまして、資料9の3、13 ページを御覧ください。最後に、保護者啓発プログラムの開発です。プログラムは、主な流れを示した資料で、配布資料、プレゼン用資料、プログラムを評価するアンケートを一つのパッケージとして開発し、各校で使いやすい形での提供を目指しています。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、保護者会等を実施することが困難、あるいは短時間での実施となっているため、プログラムの検証が難しい状況です。そこで、2枚目にあるように、学校と相談して、プログラムの一部を取り入れ、紙面を通じた啓発にも取り組みました。新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別について、学校だけでなく、社会全体で向き合うこと、今だからこそ、プログラムの多様な実施機会や実施方法、媒体を探ることも重要です。今後も様々な機会を生かして検証を進めていきたいと思えます。

最後に、今後の取組についてです。研究の成果は、令和3年1月19日に教職員研修センターで行う教育課題研究発表会において発表します。質問紙調査は、今後分析を進め、3月に結果を公表する予定です。プログラムは、質問紙の調査結果や答申を踏まえて内容を精査し、来年3月に発行されるいじめ総合対策【第2次・一部改定】に反映します。また、作成した資料等は、教職員研修センターのウェブページに掲載し、各学校で使っていただける形式で提供する予定になっています。以上で説明を終わります。

【和田委員長】

ありがとうございました。たくさんの資料に基づいて御説明をいただきましたけれども、御不明な点を少し明らかにしていきたいと思えますので、ただいまの説明について、御質問のある委員の方、遠慮なく御質問いただければと思います。限られた時間ですけれども、まとめて御質問を受けたいと存じますので。まず委員の方から御質問を出していただければと思います。よろしくお願ひします。

私からまず一つお伺ひしておきたいのは、新型コロナウイルスに関するいじめに関する状況については、何か把握する手だて等がすでに行われているのかどうか、その辺のところをお伺ひしたいと思っています。中村委員、お願ひします。

【中村委員】

丁寧にご説明いただき、ありがとうございました。かなり大規模な調査をされて、今集計中ということですが、34校の標本抽出の基準とか、まんべんなくサンプリングされているのか、ちょっと特定の地域に偏っているとか、34校だけ分からなかったのか、教えていただければと思います。

あともう1点が、かなりプログラム開発が進んでいるとよく分かったのですが、このプログラムについて、10分とか15分の短時間でできるものもあるという説明でしたが、これは義務付けるのか、学校の先生たちの任意で行うのか、あくまでも資料提供みたいな形なのか、ある程度時間の枠とか決めて実施するのか。今、カリキュラムが非常に厳しいと思うのですが、「必ずこの程度はやってくださいね」というような枠があるのかを教えていただければと思います。以上2点です。

【和田委員長】

ありがとうございました。他に、相川委員、お願いします。

【相川委員】

私からの御質問は1点なのですが、先ほどの諮問事項の御説明の際に教育委員会の方からの意見の5点目として、新型コロナウイルスに関連するいじめとということに加えて、その社会状況の変化等に加えて、新しい形でのいじめと言うのですかね、そういうものの影響を受けている部分に対しても対応が必要なのではないかというような御指摘をいただいたと伺いましたけれども、その辺りですね、その社会状況の変化なんかを捉えて改定する部分というか、意識されている部分があるのかどうか、あるとしたら、具体的にどういうところなのかということをお教えいただければと思います。

【和田委員長】

それでは、4点ほど、今上がっておりますので、ここで事務局の方から御説明をいただいて、それから、またもしあれば、また御質問ということでお願いします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

はい。まず1点目の新型コロナウイルスに関連したいじめについて把握する手だてということでございますけれども、東京都においては、学校は年3回以上、児童・生徒を対象にした、いじめに関するアンケートを行うこととしております。そのようなアンケートを通して、子供の声をしっかり把握して、学校が即時に対応するということを徹底しております。

そして、4点目に御質問いただきました、社会状況に対する変化を踏まえて、「いじめ総合対策」の改定に何か反映する部分があるのかにつきましては、この【第2次・一部改定】は、一般的ないじめ対策をしっかり明記していくことが第一だと思っています。その上で、コロナ等の状況を鑑み、どのようなことを付加していくのかということについても、今後検討していきたいと考えております。

【事務局（長友教職員研修センター統括指導主事）】

都内公立学校の34校の抽出につきましては、東京都全体を俯瞰しまして、まんべんなく、サンプリングする形で34校抽出したという形になっています。

【事務局（小寺指導部指導企画課長）】

研修の在り方についてですが、前回の総合対策等でも、年間3回以上、全ての都内公立学校において教員研修を実施することを都教育委員会としては義務付けてございます。そのためのプログラムとして実践プログラムを例として示しております。これをほぼそのまま活用していただいている学校もございますし、学校や地域の実態等で、学校なりに工夫して行っているような例もございます。つまり、一つの例示として示していますが、それらを活用しながら、回数としては年3回、この年3回のやり方について実は様々で、大きな研修会という形でしっかりと時間を2時間程度取っている状況に加えて、例えば職員会議等の後の15分ぐらいでも行っているところがあるので、短い時間でもできるプログラムと、長い時間を使ってやっていただくようなプログラムと、いろいろなタイプを示しているということでございます。

【和田委員長】

ありがとうございました。御回答いただいたのですが、さらに御質問、あるいはそれについての御質問があれば、出していただけるとありがたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、御説明に関する御質問の方はこの辺でいったん区切らせていただきます。それでは委員の皆様と審議に入りたいと思っております。本日は、先ほどいただいた諮問事項を踏まえて、2点について審議を進めてまいります。1点目は、先ほども御報告がありましたけれども、「令和元年度児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について」、委員の皆様からお気付きになった点、また御指摘をいただければありがたいと思っております。いかがでございましょうか。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

資料につきましては資料6、資料7が該当いたします。

【和田委員長】

はい、それではどうぞ。笠原委員。

【笠原委員】

調査報告ありがとうございます。この資料6でまとめていただいているいじめに関する調査件数ですとか、それから対応の、発見したきっかけとか、こういうことが書いてありますが、先ほども分析されていたかと思うのですが、例えば、13ページ辺りですかね。いじめの状況を誰が発見するかこれは心の発達段階を考えると、小学生低学年ほど身近な学校の先生とかが気が付きやすいだろうとは思っているのですが、だんだん学校の教員からは発見しづらくなるっていうのも、これも心理発達から言うと、当然と言えば当然のことで、大人に物を言いたくなくなる、身近な人にそういうことは言わないみたいなことにもなるので、逆に、それは精神発達として当然のこととも

言えますけれども、ではそういうふうに身近な人に言えない子供たちをどう、誰が救うかということ、たぶんこれから考えていかなければいけないのだろうと、これは読み取れると一つ思っておりました。

それから、解決したかどうかというのがどこかにありましたよね。それをどう、いじめが解消したと認知できるか、8ページのいじめの状況が解消しているものの割合が、ここでは8割という数字が出てはいますが、これは果たしてどうなのだろうと、逆にちょっと気になる数字です。というのは、ここにある解決したっていうのは、その、もちろんそれがない、その行為がないということは当然ですけども、そこにもう一つ、その人が苦痛を解消したかどうかということが入っていると思うのですが、これを判断するのはかなり難しい。現場としてはたぶん相当難しいだろうと思います。「どうです?」と言われて、子供たちは「大丈夫です。」って言うのです。それを、大丈夫と真に受けるというの、真に受けるしかないのですが、それで済ませない方がいいという数字であろうという感じはします。やはり、例えば大人でも、近所付き合いでも職場の付き合いでもそうですけど、トラブルがあった人同士で、ニコニコ笑って、次の日「大丈夫です」って言って仕事ができるかどうかということを考えていただければすぐ分かることで、そう簡単に「解消した」という言葉を使うのはどうなのかなと思います。現状はなくなった。これは、先生方が認知しやすい。それは見たり、現場で分かったりすることかもしれませんが、その気持ちのところまで見事に解消しました、8割超えていますっていうのは、ちょっと私は、もうちょっと考えた方がいい数字と思っております。以上です。

【和田委員長】

ありがとうございます。笠原先生、ちょっとお話を伺いたいのですが、先ほど心理発達の段階で、最初は親、特に母親を中心に相談相手になっていく、まあいじめの問題だけではなくて、不安や悩みがある場合には、親に、保護者に対して相談をし、だんだんそれが中学を超えてくる部分によって、友達関係の中に、その相談相手や悩みの話し相手を求めていくという傾向がございますよね。ところが、このいじめの内容については、友達関係のところが少ないですね。こういう辺りで、もちろん環境から考えて、友達に相談することについて非常にこう、なんて言うのですかね、慎重になっている部分があるのだろうと思うのですが、こういうところで、他の悩みについては友達と相談するのだけれども、このいじめに関してなかなか相談をしていかないっていうのは、これはどのような御理解でしょうか。

【笠原委員】

はい、ありがとうございます。先生方もお気付きになってくださっていることだと思いますが、つまりそれが、まさにその中で起こっているからだと思います。その仲間の中で起こってしまっていることなので、例えば、中学生、高校生は、空気を読んでいます。それで、自分がこれを、例えばすごく仲の良い友達に相談したら、その子も巻き

込まれるのではないかっていう懸念も生じます。それから、自分がそのことで、相談することで負けを認めるというか、結局自分がいじめられていることを認めることになってしまう。そうすると、より立場が悪くなるかもしれない、などの様々な心理状況は、そこに複雑にあると思います。

それから、もっと言うと、友達のみならず、社会環境からちょっと引きこもりたくなってしまうと思うのです。ですので、まあそもそも不登校になっているなど、そういうこともより想像されるので。その集団の中に自分が身を置くこと自体が難しくなっているという現状もあるのではないかと思います。

【和田委員長】

ありがとうございました。なぜこんな質問をしたかと言いますと、この、これからの都の取組の中で、子供たちが自ら考え、話し合い、行動できるようにするための取組というのが柱になっているわけです。そうすると、自分の抱えている問題を友達に相談しない状態と、それから、そこから離れて、例えば生徒会であるとか児童会の中で、そういった問題を話し合うっていうことのギャップというか、自分がいじめの対象者や、「関係していない」ということであれば、まだいいにしても、この、子供たち自身が話し合うことを推進する、自主的な活動を推進していくためには、やっぱりある程度そういう相談がフランクにできるような環境づくりというものがないと、なんか表面的な撲滅宣言を挙げたりするなど、そういうことを提案したりするだけになってしまうような傾向があるのではないかと思います。本質的に今起こっている問題を解決することになかなかつながっていかない部分を感じているものですからちょっと御質問させていただきました。なかなか難しいですよ。自分がいじめに関わっている、あるいはそういう悩みをもっているということを相談するということは。しかし、それを乗り越えて、学校全体あるいは他の人たちと一緒に自分の問題を考えていくっていうところにもっていくところが、なかなか今、進んでいないところの一つの要因ではあると思っています。まあ一つの、ちょっとそういうことも気になったものですから。いかがでしょうか。他の委員の方、どうでしょうか。

今も、笠原委員の方からお話があったのですが、これまでの委員会の中で、何かデータに関する御意見とかやり取りがあったら、御紹介いただけるとありがたいと思います。藤平先生、何か今までの話の中でありましたら、御紹介いただけるとありがたいです。

【藤平委員長職務代理者】

そうですね。これは自分の私見も入ってしまうとは思いますが、よくこのデータの話が出たときは、どこが多くてどこが少なくて、どういう傾向になっているかという話は必ず出るわけなのです。例えば、今回のものを見ても、小学校がすごく多いです。認知件数も、重大事態もそうだと思うのですが。まあこれは、東京都だけではなくて、他の地域も、全国も一緒だと思います。さらに小学校の中でも低学年が多いとい

うのが今回の特徴だと思います。そういうときに、ではそこをどうするとかっていう話は必ず出るのですけれども、それだけでは危ないよね、という話は出ていたかと思いません。例えば、小学校はぐっと上がったり、中学校が逆に下がったりとか、伸びてないとかってあったときに、では小学校が多いから小学校を何とかしようという話に行ってはまずいよね、という話が出る。つまり、これは小学校がすごく目立つのですが、逆に中学校が伸びてないとか減っているって、これはどういうことなのかって、そっちにやっぱりむしろ気を付けるべきではないかなと思います。というのは、認知件数もこれはすべて教員の判断ですから。実際の数って言っても、教員の判断ですから。だからそれが、いじめの定義の理解というところを、まあ地域の啓発のところにも出すということからも、それは地域で啓発しながら教職員も理解するということにつながると思うのですが。だから、結局は、教員の認知件数なのです。だからそのところがどうなのかということだけで、表面的なだけで、では小学校何とかしようとかっていうだけではちょっと危険なのかなという話は、これまでも出てきたなと思います。

【和田委員長】

他にいかがでしょうか。今データを見ながら、状況を見ているところなのですけれども。はい、では笠原委員、お願いします。

【笠原委員】

すみません。今、藤平委員からのお話の補足と言いますか、私どもの考えなのですが、小学校が多いのは、いじめの質が非常に分かりやすいものです。悪口を言うとか、意地悪をするとか、学校の先生にも分かりやすく、子供同士も分かっているのですね。だから表に出しやすいですし、解決も比較的しやすいものが多いかと思えます。特に低学年の子供たちは、「ごめんなさい」って謝ったら、次の日にはケロッとしているということも、実際にあります。けれども、高学年になればなるほど、中学生や高校生になりますと、仲間関係の中の複雑で入り組んだいじめ関係になっていくので、表に出にくいですし、先ほど言ったように言わないですし、件数が上がらない理由の一つは、もちろん分かりづらさもありますし、上がらないというよりは、表に出さない。子供たちも、調査されても「大丈夫です。」に丸が付いていたりするのではないかなと思います。別にそれが悪いというよりは、それで本当に大切なものを我々が見失わなければいいと思います。調査には意味がありますし、件数にも意味があります。ただそれを本当に、藤平先生がおっしゃったように、読み込み方を間違わないようにしなければいけないというデータだと思っております。

【和田委員長】

ありがとうございます。他、いかがでしょうか。お気づきになった点。はい、お願いします。どうぞ。

【宮古委員】

宮古です。私も、今の話の流れで、11 ページで、改めてやっぱりいじめの認知件数

で難しいのは、意識改革が難しいのだなと思うところが、やっぱり高等学校と、また特別支援学校。特別支援学校は特別だと思うのですが。いじめの0報告が、高校が平成25年度では8割が年間を通して0ということで、このいじめの認知件数というのがいじめの被害者の実人数をそのまま表していると思います。現在においても7割の都内の公立学校が年間いじめが0であるということは、いじめ防止対策推進法の定義とその後の通知で、いじめの定義が拡大の一途をたどってきた中で、やはりそれでもいじめの被害、実人数が年間0と出てくる高等学校が令和元年度でも69.2%で、特別支援学校でも83.9%ということは、やはり学校のその指導体制ですとか、組織体制で、いじめを認知するということまで判断するっていうことの、何かこう、障壁というか、バリアのようなものが、おそらくアンケート調査は小・中・高校、どこでももう9割以上がやっていることを考えると、それをやっても、まあ、ないというような判断がなされているというところに対して、意識改革の、学校ならではの難しさという印象をもちました。

【和田委員長】

ありがとうございます。報告が0というところのお話が出たのですが、校内でそういうことを把握する組織がきちんと学校の中にできているかという辺りが、何か先生任せになっていて、先程、発見するのは担任の先生になっていました。となると、担任の先生任せになってないかという辺りは、ちょっと気になるところではありますよね。他、何かお気づきになった点はありますでしょうか。はい、お願いいたします。

【坂上委員】

スクールカウンセラーとして学校の中で仕事をさせていただいている立場から見ますと、先生方が本当にお忙しい中で、いじめの発見、そして対応に努めておられます。そこでスクールカウンセラーが週1回の勤務でどのようなお手伝いができるかということを考えながら長年やってまいりました。最近東京都では小学校5年生と中1と高1にスクールカウンセラーが全員面接を行うことになり、これは先生方のサポートになると実感していることです。学校の中にスクールカウンセラーがいるということ、知らないで卒業する生徒もたくさんおられるわけです。どこかの学年で「こんな人がいるよ」ということを生徒が知るといってきつかけになります。私自身は、いじめも暴力も、不登校も、その子が抱えるには、自分の限度を超えているストレス状況を一生懸命生き延びてきたことが共通しており、表現は違いますけれども、ストレスが背景にあることを感じています。そこで、子供たちに、ストレスの理解と対処法を伝えたいと思って、ここ15年ぐらひはストレスマネジメント教育を学校の中で進めてまいりました。この全員面接の機会にも、子供たちにストレスの対処法を伝えながら、ストレスをためない心を育み、いじめをしない心・させない心を育むことを目指しております。

その全員面接の前に簡単なアンケートを採りまして参考にします。「ご飯がおいしいですか」とか「よく眠れていますか」とか、そういう基本的な項目で、眠れない方には、

「眠れないところにチェック入っているけれども、どんなふうか教えてくれる？」とか「イライラしたことがある」にチェックしている方には、「どんなときイライラしたの？」とか、「そういうときは自分で落ち着くためにどんなことをしているの？」という問いかけから、ストレス対処法を一緒に練習します。そういうふうに、いじめを発見するというよりは、予防教育で未然防止に力を入れるということも大事にしています。学校全体、あるいはクラスの健康度を、子供たちの心の健康度を高めるといふ、そういうこともとても大事だなと思いながら、本当に微々たる仕事ですけれども、先生方のお役に立つようにと努めているところです。

それともう1点だけ。先ほどいじめの状況、発見のきっかけという表で、特別支援学校では本人からの訴えがほとんどですよね。本人がどんなふうに訴えられるのかということも気になります。私に関わった方では、ほとんど表現手段のない、とても重度なお子さんでした。そのおさんは目だけが動くのですが、あとの体はどこも動かない重度の方ですが、非常に感性は感じてらっしゃるということが分かっていたのです。学校に行くと、検温があり、熱があるので返されますが、家に着くと平熱ということが、1週間続きました。訴える言葉ももたない、表現手段も、目の動きだけのお子さんですが、それでも熱を出して訴えたお子さんだったのですね。この熱の原因はなんでしようかと保護者の方から御相談を受け、学校の中で考えていただいたりする中で分かったことは、不適切な対応をしておられる先生にお子さんが非常に苦痛を感じていたということでした。先生方の教師間ハラスメントもございますけれども、子供に対して不適切な対応ということも散見されるのは、やはり先生方の御多忙によるストレスということもとても多いのではないかと思います。新たなアンケート調査を増やすときには何かを減らして、先生方の業務を軽減する方向で、御多忙を改善する手だても同時に行わないと難しいと思っている次第です。

【和田委員長】

ありがとうございます。坂上委員にちょっと今回お伺いしたいのですが、先ほどのいじめ発見のきっかけの中に、その他のところに、スクールカウンセラーなどの、相談員からの発見というところが、数は上がってないのですけれども、入っているわけなのですが、今スクールカウンセラーの方が学校に相談状況を報告されるときに、いじめという視点での報告事項とか、「そういうことをきちんと報告しましょう」ということは、カウンセラーの方々の中にはきちっと共有されている状況でしょうか。

【坂上委員】

私も学校の中で学校長の下で仕事をしておりますので、守秘義務ということもございますけれども、いじめとかあるいは自殺とか自傷、他害の恐れのある御相談を受けた場合には、学校長に報告します。相談の御本人には、学校の先生、あるいは保護者、養護教諭とか、もう一人の方と一緒に考えたいということを伝えつつサポートすることは全国のスクールカウンセラーでは共有して、この集団守秘義務については、先生方

も守秘義務がございますので、一緒に考え合うということが共有されていると思います。

【和田委員長】

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。土屋委員、お願いします。

【土屋委員】

ありがとうございます。私は、東京都の都立学校、主に都立高校を対象にした自立支援チーム派遣事業というユースソーシャルワーカーを派遣する事業に最初から関わらせていただいております。先ほど先生方からもありました通り、高等学校では小・中学校とははじめの形態も違ったものになってくると捉えております。行動範囲も広がると、自分からは訴えず、学校で把握することが難しい状態であるなどです。実際、ユースソーシャルワーカーの皆さんの報告を聞いていますと、小・中学校時代に受けたいじめが原因となって、不登校になってしまっているということが散見されます。小・中学校に関しては、やはり予防的な対応というところを重視する必要があるでしょうし、高等学校では、表出しないところをどういうふうに拾っていくのかという観点が大切になってくるのではないかと考えています。なので、ピンポイントというか、小・中学校と高等学校はまた別の対策というのを考えていかななくてはいけないと考えているところです。それが1点目です。

2点目が、「いじめ発見のきっかけ」の部分です。「学校の教職員以外からの情報による発見」というところで、これはおそらく地域住民とか関係機関が入ってくるのではないかと思います。今、コロナの影響で、部活動が制限されているかもしれませんが、部活動の指導者の方がどう把握しているか。あるいは指導の中で、いじめのような、要するにハラスメント的なことが行われていても、その部活の中では当たり前みたいなことがあって、発見に至らないといったことがありはしないか。それを学校がどう拾えるのかということも含めて、どうなのだろうと考えています。

3点目が、SOSの出し方に関する教育です。すでに学校現場ではスタートしていると思うのですが、実際にどのように行われていて、どのように反映されてきているのかという部分が、今後重要になってくると思われまして、SOSの出し方に関する教育が、地域や保護者への啓発プログラムにリンクしているのかどうか。「保護者の啓発」に関連しますが、保護者は具体的な話題を求めているという場合が多いと思いますので、実態に沿ったプログラムの開発というのが重要ではないかと考えます。

【和田委員長】

ありがとうございます。そういった視点を受け止めて、一つのプログラムや施策を講じるに当たっての連携、他との連携みたいなところをしっかりと押さえたいかなと、なかなか単発で一つやったとしても、他のところでまた齟齬が出ているという、そういう課題でございますよね。

他、いかがでしょうか。もう一つ御審議いただきたい課題もあるので、一つはこの辺でと思うのですけれども。私個人の話、意見というか考え方の中で、先ほど解消率の話が出てきたのですけれども、学校現場にいた時に感じていたことの一つに、いじめられる子といじめ側の子、両方ともなのですけど、再発というか、繰り返しいじめを行う子供がいて、一回は注意を受けて収まるような様子が見えてくるのですけれども、しかしまた、別のところで行う。事例の紹介の中でも「次は誰をターゲットにするか」というようなことが、よく事例として挙がっているわけですが、つまり、解消という数で見ているわけなのだけれども、実際には学校の中で繰り返しいじめを行っている子について、どれだけ把握をしているのか、それがただの回数で報告されてしまっていると、その子の個別、いじめ側の子を例えば例に挙げれば、その子に対する、まあフォローをしているような、そういう状況が数字としては出てこない。つまりいじめの子の追跡をしていかないと、最後に、そのいじめの案件が終わっただけであって、いじめの子の体質は変わっていないし、また次のターゲットを選ぶような動きになっている。ましてや集団で動いていることが多いので、その子が、少し中のメンバーが替わったとしても、「いやいや、次はこういうことがあるよ」、「こういう子がいるよ」というような話になっていくわけです。だからただの解消率ではなくて、その「再発」と言う言い方はどうなのか分かりませんが、それが繰り返されることについての注意を払っていく必要があると思いますし、いじめられる子についても同様に、繰り返しいじめを受ける。学校を転校したとしても、学校を進級したとしても、もう一回同じような状況にあるということも踏まえた時に、件数だけでは見えない部分を、やっぱり拾い上げていく必要があるのではないかと思います。このデータだけをいつも見ていると件数の議論になるのですけれども、実際の現場ではそういう子供たちの実態があるということ踏まえて、このアンケート結果をフォローするような、そういう追跡、あまり追跡をして学校に問い合わせると、学校がだんだん言わなくなるという話もあるので、その辺のところは配慮しながら、そういうことも踏まえながら、調査結果を読んでいく必要があるのではないかと考えているところです。

それでは、また別の機会にお話をするところがあるかもしれませんが、もう1点の議題があろうかと思います。本年度改定される予定のいじめ総合対策【第2次・一部改定】の内容について、先ほど御説明があったわけですが、これについてもちょっと御意見をいただければと思っています。上巻・下巻とも改定の視点等が示されましたので、それについて委員の方々から御意見をいただいて、また参考にさせていただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

資料は8と9になります。

【和田委員長】

どうぞ、すみません。笠原委員お願いします。

【笠原委員】

改定の内容を先ほど御案内いただいた中に、地域啓発のプログラムですとか、保護者啓発プログラムというお話があったので、そこに対して、私見ではありますけど要望したいことがあります。もちろん、このいじめへの取組ですとか、理解、いじめって何っていう定義をちゃんと理解してもらおう。これはもう大前提で大事なことなので、世の中にもっともっとちゃんと伝えていただくということは、とても有意義なことだと思います。その上で、一つ今回、今般の例えばコロナのこともそうですけれども、大人の価値観が子供のいじめを生むっていう感覚というのを、大人たちに分かってもらえるといくらか違うのではないかなと思っているところがあります。例えば、地域によっては、「うちの地域は、まだコロナ一人も出てないのだよな」って、「一人目は誰だ」みたいなことになっていて、ピリピリされていて、むしろですね、コロナに関して言えば、ですけど、例えば「教えてくれてありがとう」ではないですか。これは、公衆衛生っていう考え方があるのですけど、むしろ「教えてくれてありがとね」っていうのは、我々の大人のスタンスであるわけです。そういうことを地域の大人たちがみんな思っている、寛容であるということが、いかに大事であるかということ、もちろん思想や価値観の違いがあることは、これは、これに対してもちゃんと認め合わなきゃいけないと思うのです。けれども、そういうことに対する、誰かを外すとか、誰かをだめって言うとか、そういうのではないっていうことを、ちゃんと大人たちの中で分かってもらえるはずいぶん違うかなと思っているところがありますので、そんなことも盛り込んでいただけたらと思います。難しいかもしれませんが、ちょっと希望があります。

【和田委員長】

ありがとうございます。他、いかがでしょうか。相川委員、お願いします。

【相川委員】

先に、ちょっと考えてきたことだけ、言わせていただこうかなと思いますので。大きく二つあるのですけれども、一つは、この間、いろいろと状況が変わったこととして言うと、私は一応弁護士会から来ている部分があるので、その関連での発言になります。スクールロイヤーの活用というのがいじめ問題との関係でずいぶん取り上げられていただくようになって、東京都でも各区などでかなりこの導入が進んできていると思うのです。それに関して、東京都でいうと、ちょっと少し手前味噌になってしまうかもしれないのですけども、学校問題解決サポートセンターというところで、弁護士も有識者の一部として取組をしてきていて、そこで学んだこととしては、弁護士を活用するときには、他の専門職の方ですね、それこそスクールカウンセラーの方とか、スクールソーシャルワーカーの方とか、あるいはその精神科医の方とか、そういう方とセットで、チームとしてというのですかね、関わるのがやっぱりすごく有益だということがあると思うのです。今まですでに、それこそスクールカウンセラーが一番早いと思うのです。

けども、スクールソーシャルワーカーの導入とかも進んでいて、そこで、弁護士が入ることによって何がいかってという、やっぱり法的な枠組みの部分というのですかね、そこをきちっと示すということはできると思います。あるいは弁護士というのは、その紛争解決の専門家というか、メディエーションというか、調停みたいなのも含めて、トラブルを解決するための手だてというのは、いろいろとあると思います。やっぱりその教育現場でのいろんな問題の、ではどこが問題でどう切り込むかっていう中身の部分に関しては決して専門家ではないので、いろいろな複雑化している問題の背景には、心理的な問題とか、あるいは家庭の事情であるとかですね、そういうことがやはりある場合、あるいは、その学校での本人の様子とかが分からなければ、解決のしようがないわけなのです。そこは、うまく、最初に申し上げたような観点で、スクールロイヤーを活用していただければいいのかなと思っているということが1点目です。それは、東京だけではなくて、大阪なんかでも、やっぱりスクールロイヤーを活用する時に、他の専門職とセットでうまく活用しているということが事例としてありますので、そこはぜひ、そういうことも御考慮いただければなと思っています。それが1点目です。

あともう1点目なのですけれども、そのいじめ防止対策推進法ができて、子供に対する見方というか、子供にどう接するかというところで、やっぱり我々大人は大きく問い返された部分があると思うのですね。今日もいくつものお話が出てきましたけど、その子供本人が心身に苦痛を感じているかどうかというところをちゃんと捉えようとなったというところは、すごく大きいと思うのです。その上で、ではその一人一人のお子さん、どう対応していくかというところが大切だよっていうことが出てきたのはよいと思うのです。でもそうすると、そこを普及していこうとするときに、どうしても、その子のわがままなのではないかとか、あるいは甘やかしになるのではないかと、そういう疑問とかが出てくるのだと思うのです。そういう意味で言うと、そこにどう、ちゃんと説明していけるかというところは問われてくる。そうすると、その子供を取り巻く、子供集団と、その被害を受けている子供の関係というか、そういう集団と子供一人の関係性の在り方とか、あるいは子供なりの、子供に対するシチズンシップというのか、社会での自分のありようみたいなものをどう捉えていくか。その一人一人を尊重するっていうことをどう捉えていくかみたいなことを考えていくということが、大人の場合でももう一回問い返されていると、これは直接的な関係はないかもしれないのですけども、法律の分野で言うと、障害者差別解消法というのができて、そこでやっぱりかなりパラダイム転換みたいなものが迫られているところがあって、学校現場でもその差別解消法って適用されますので、子供に対してもそうですし、保護者の方に対しても、差別禁止と合理的配慮ということが、もう徹底して言われるようになってきています。そこも、さっきのそのわがままとか甘やかしかとかという議論がどうしても出てくるのです。そうではなくて合理的な配慮なのだっていうところ、その捉え方っていうのは、やっぱり個別の課題としての、暴力がだめでどうか、いじめがだめだよというところ

の背景にある、一人一人をお互いに尊重しましょうという部分をどう、きちっと、改めて我々が理解していくかというところが大切になっているという辺りを、バックボーンとして指摘しておいていただけるといいと思っています。以上です。すみません、長くなりました。

【和田委員長】

はい、ありがとうございました。

【藤平委員長職務代理者】

はい。私も相川委員と賛成でして、そここのところはずっと考えているところなのです。それを今の改定のところと併せてちょっとお話させていただくと、その改定の点、すごくいいと思うのです。これ上巻のダイジェスト版にするというのはすごく大賛成です。やっぱりこの部分だけコピーして校内研修に使うとか、いろんな使い方が良くなるのですごくいいと思いました。今の相川委員との話に関係すると、この下巻の方なのですが、下巻のその学習・教員研修プログラムとか、保護者地域の啓発プログラムの一番冒頭に、「いじめの定義の確実な理解」というのが出てくると思うのです。一番思うのは、その定義を理解しても納得しない人がいるということが、今の相川委員のとも関係すると思うのですが、そもそも論として、なぜいじめ防止対策推進法ができたのかということを経験的に、3行、4行でもいいから、語ってもらいたいと思うのです。いじめ防止対策推進法は、御存知の通り、すごく広範囲にわたっています。悪気がなく、悪意がなかったり、もしくは好意的にやったりしたものであっても、それが相手にいじめにつながるということがある。でもそうすると「それはおかしいよね」という話になってきますよね。でもなんでそれを改めてまで、そういう法律ができたのか。それは定義の理解だけでは済まない問題で、今、相川委員が言ったようにバックボーンのところ、そもそもなんでできたのだということを示した上で、先生同士でやっぱり、いじめ防止対策推進法というのは何なのだとか、学校でどういうふうに活用すればいいのだとかということが必要なかと思いましたので、ぜひ冒頭に定義の理解の前に、経緯というかですね、なんで防止対策推進法ができたのかというのを、簡単でもいいので、書いてもらいたいと思いました。

【和田委員長】

ありがとうございました。この定義をなかなか納得されない方もいるわけです。特に保護者の方などは、かなり自分のお子さんがいじめる側に立っていると、なかなかちょっと定義そのものを受け入れられないようなところもあるわけですね。いじめられている子に対する非難が先になってしまうというところがあつて。他、いかがでしょうか。

【土屋委員】

よろしいでしょうか。

【和田委員長】

土屋委員、お願いします。

【土屋委員】

先ほどもプログラムに対しては少し申し上げたのですが、やはり結果のところですね。プログラムの開発のところ、どんなふうになっていくのか気になっているところです。先ほども申し上げましたけれども、今まで学校のなかで、例えば特別活動の中で取り入れられているような、まあ小・中学校は難しいかもしれませんが、高校などでは、例えばR Jサークルといったプログラムがあります。対話を中心としたプログラムみたいなものがあるのですが、そういった具体的なものを活用している学校って結構あると思うのです。そうした取組を事例として出していくなど、重要ではないかと思っています。実際に行われていることを確認するというのはいくつかあるのではないかと思います。先ほど、相川先生もおっしゃっていたように、私もチームでというのは賛成です。いじめの問題とか、ハラスメントの問題というのは、むしろチームでないと対応できないわけです。だからそうしたことを、改定する部分に盛り込めるといいのではないかと考えているところです。

【和田委員長】

はい。ありがとうございます。他、いかがでしょうか。

少し私の方からの意見ということになるのですが、ちょっとまだ内容を精査していないのでよく分からないのですが、例えば、保護者啓発プログラムなどの場合に、個人の保護者に呼び掛けるのではなくて、PTAとか、そういう組織を、一つの対象とするようなプログラムも入っていていいのかと思っています。これは私自身が学校にいたときに、いじめが起きたときに、いじている子といじめられている子の保護者の中でチェーンメールが回って、自分の子供がいじているのだけれども、そんなこと悪くはないよ、と。いじめられる子の方にも要因があるのだからってチェーンメールが回って、それについて校長は知らないのです。保護者の中で回っているわけです。それを知るのにはPTAの役員の方とか、通常そういういじめに取り組んでいることをPTAの役員と話している中で、そういう情報を役員の方から学校に入れていただけるのです。そうすると、「じゃあそこで」というので校長が出て行くわけにいかない、ではPTAや保護者の立場で「そういうものはやめた方がいいのではないか」「そういうことをしているといじめの解決にならないよ」ということに対して、非常に積極的に取り組んでいただいて、そのチェーンメールは止まりましたし、それからPTAの役員会の中でその話になった時に、様々な学校での先生方の指導の中でもPTAの方が参加していただいて、学校がどういう話をしているのかというところを聞いていただくような機会があったのです。これは大変ありがたく、学校側が聞くと保護者に対していろんな働きかけをするというのは、やはり、どちらかの味方になっているというような見方をされて、なかなか動きづらい部分があるのですけれど、PTAの方はそれぞれのお

子さんを大事にするっていう視点をもっていますので、その発言が学校全体の良い雰囲気を作る、子供たちの環境を作る上で必要なのだということを伝える上では非常に有難かったなと思っているところです。ですから是非、そういう個別の家庭という捉え方もありますけど、PTAなどの組織という取り方、捉え方もしていただきたいなと思います。

それから先ほど相川委員からもスクールロイヤーのお話があったのですが、併せて今、弁護士さんが学校に行って授業をやっていらっしゃっていましたよね。私もその場面を拝見させていただきました。先生方にお話を聞くと、普段の朝の会とか帰りの会でもいじめの話を先生がされて、それから道徳の時間も先生がされて、何かのたびに先生が「いじめはいけないよ」とか、いろんな例を挙げて話をするのだけれども、先生方の中には、ちょっとなんか慣れてきてしまっていて、子供たちも先生に言われることに対して、あまり反応しにくくなっているような状況があるのです。それで私、弁護士さんの授業、それから学校医さんの授業も拝見させていただいたことがあります。子供たちの反応がもう全然違う。学校医さんなんかは、医学の立場から、いじめというのは、集団の中で、一人息を止めている子供がいることを周りの人が気付いているのか、苦しい思いをしているけど周りの友達は気が付いていない、というようなところから導入を始めまして、人の苦しみを知るといことはなかなか難しいのだよ、というところから話をされていました。医学の見地からいろいろお話をされるのですが、子供たちにとってみると、非常に「ああ、お医者さんもそういう心配しているのだ」、あるいは「弁護士さんもいじめのことについて関わっているのだ」ということを非常に新鮮に、という、言い方は正しい言い方ではないかもしれませんが、非常に大事なことで、周りの様々な人たちが、大人が、このいじめにも関心をもっていて、そしてそれを何とかしようとしているのだというメッセージを送っているという場面があることを知るわけなのです。ですから、これから学校の先生方以外のところでのいろいろなプログラムが作られる中で、専門家の先生方の立場で、協力をしてもらえるような、そういう糸口を作っていただくなど、その方法を作っていただけるとありがたいと思っています。

お医者さんのそういういじめのお話なんかを聞いたときに、子供たちは本当に「うーん」というふうに納得するような話も、インタビューをして聞きました。これからそういう取組が必要になってくるのではないかなと思っています。

その改定に向けてのいろいろな取組について、他、いかがでしょうか。御意見や御提案等あれば、お願いいたします。

土田委員、今日お話を伺っていて、どんなご印象をもたれましたでしょうか。確かにいろいろあって発言しにくい部分もあるかと思いますが、どうぞよろしく願いします。

【土田委員】

それでは一言申し上げます。当庁においても、警察署や少年センターなどにおいて相

談を受理しており、その中でも数は多くありませんが、いじめの相談もあります。その大半が子供からではなく保護者からの相談となっています。

その相談の中で保護者から出てくるのは、学校の先生とのいじめの認識の違いがあるということです。

したがって、今回の保護者啓発プログラムの改定において入れていただきたいのは、具体的事例です。保護者がいじめに関する知識があると相談においても話がしやすくなると思います。いじめの定義があつて、具体的にはこのようなことですよ、と保護者に理解してもらえれば、話が進むと思います。先程も申しましたが、当庁の相談を見ますと保護者と学校側の認識の違いでもめているものもありますので、その部分を入れていただければより効果のあるものになると考えております。

【和田委員長】

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。はい。それではどうぞ、坂上委員。

【坂上委員】

生徒による取組ということを御紹介していただいて、子供からの声を聴き取る大切さについて思うことです。今、少子化ということですが、大人から見れば子供が少ないので少子化ですが、子供から見たら「多大化」で、すごく大人が多い社会です。先ほど、大人の価値観がいじめを生むかもしれないと、笠原委員のお話もございましたが、大人がたくさんいて子供のいじめの問題を話し合っているわけですが、子供の声を私たち大人の意見を挟まないでまずは十分に聴き取ることができればと思うのです。私自身は大学の学生相談からスタートして、高校、中学、小学校へさかのぼり、今、保育園、幼稚園を臨床の現場としていますが、少子化を実感しております。子供たちだけで群れて遊ぶ空間、安全に遊べる広場も公園もなくなり、どうしても大人が傍らに付いています。ちょっとケンカになるとすぐに止めて「ごめんなさいは？」と保護者が介入するのでケンカといじめの違いも分からないまま、体験不足のまま、対人関係を学ぶ機会を奪われて小学校に入ることになりがちです。もっと子供たちが本当に遊び込んで、ケンカもいっぱいできて、子供同士ぶつかり合って相手のことを学ぶという体験、この幼稚園時期、保育園時期の遊びを思いっきりできる空間、場所を、もっと大人が用意できたらと思っています。大人には快適であっても、「公園ではボールを投げてはいけません」とか禁止事項がいっぱいあるので、子供たちは公園に行っても満足に遊ばずに、危なくないようにゲームをするしかない。「遊ぶ場を作ってくれ」と言う子供もいるくらいです。このようなこともいじめ問題の背景にあるのではないかと思います。いじめの未然防止のためには、子供たちの育ち、人間関係の育ちに必要な遊びを保障できる環境、そして、子供の声をもっといっぱい聴き取る大人（人的環境）の時間的ゆとりを保障できるようにと願っております。

【和田委員長】

ありがとうございます。他、いかがでしょうか。笠原委員、お願いします。

【笠原委員】

【第2次】の時にもお話したかもしれなかったのですが、改定と言うより、もしかしてこれは、次の【第3次】とかに関係することなのかもしれません。いじめている側の子供の調査みたいなものが、たぶん少しまだあまり十分ではないのかなという感じがしております。先程委員長から「繰り返す子供がいる」というお話も伺いましたし、実際そういうこともあると思います。というのは、さっきのいじめの定義の話もですが、いじめる子にも理由はあるのです。理由というのは、その本人にも分かってないです。してはいけないことは分かっていたとしても、どうしてもしてしまう。衝動性をコントロールできないのか、家庭の中で自分が虐待にあっているのか、あるいは、もう何か非常に強いフラストレーションを抱えているのか分からないですけれども、そういうことの中で、坂上委員がおっしゃったように、いじめる子の側にもストレスがあるのです。それを少し考えなくてはならない。でも今、私の話も、私のつたない経験の中で申し上げただけですので、繰り返している子供たちってというのは、何なのか。それから、低学年のうちに「それだめよ」と言われて、「ああ、ごめんなさい」と言える子たちは、もちろんそこで変わってもいくだろうし、それ自体が解決していく可能性は十分あるのかもしれませんが、高学年になってもやっている、あるいは高校生になってもそういうことが生じるというときに、やはりそれには何か重大な背景があるかもしれないという視点をもたないと、やはり我々が関与できないのかなと思うので、その辺も少しく、視点を何か盛り込んでいただけたらと思っております。

【和田委員長】

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。2点目の課題について意見をいただきましたけれども、大変貴重な意見をいただきました。また事務局の方でも整理をしていただければと思っております。今、御指摘があったように、今までのいじめに関するいろいろなプログラムが、やはり実行されて、そして子供たちの心の変化をもたらさないといつまでも、その事態はなくなっても、その要因として、先程ストレスの話も出ましたし、相談相手の話も出てきたわけですが、そういうものがなかなかこう、うまく解消しないと、プログラムが機能しないわけで、形だけになってしまうというようなものがありました。これも、私の体験で、ちょっと驚いているのですが、先生方がいじめのアンケートをとります。ふれあい月間の中でとっていく。その項目の中に質問項目が出ています。そうすると、「何か最近嫌なことがあったことがありますか」で、「はい」と「いいえ」があって、真ん中に丸をつける子がいるのです。他のところはきちっと丸をつけるのだけど。それを先生方は「ない」と解釈して、数字を入れてしまうわけですね。つまりその間にある丸をどう読むのかっていう、先生方のセンスを、やはり集計をするのではなくて、その中身を通して、子供がどういうことを思っているのかというのを読み取るような、そういう先生の姿勢でないと、なかなか解消されないわけですね。併せて、その集計が終わった後に、在籍数と回答数が合わな

いので「どうしたんですか」って先生に聞くと、「その子は今日欠席しています」っていう話になる。だから数値として入っていませんと。そうなってくると、その数字が問題なのであって、来てない子のことが大切なのであって、それをそのまま報告をして、調査やりました。そして、うちの学校にはいじめはありません。という話になってしまうと、せっかくやっているアンケートが生きてこない。そういうものを含めたときに、プログラムを形だけっていうよりも、実際に先ほど事例の話も出しましたが、やっぱりこういうときはどうなのかっていうことを、学校の現場の先生方、校長先生や実際に生徒指導にあたっている先生方の体験を生かしながら、やはり実のある、実効性のある、そういうプログラム、内容にしていく必要があるのではないかと考えています。ぜひ事務局の皆さんには、いろいろと勝手なことを申し上げているわけなのですが、ここでいくつかの大切な意見が出たかと思しますので、各学校においてそういったプログラム、あるいは提案されていることが確実に実行されて、そしてその成果として、子供たちが楽しい学校生活を送れるような、そういう指導・助言をしていただければありがたいなというふうに思います。

御意見まだいろいろあるかと思えますけれども、この委員会はまだ続きますので、始まったばかりです。今後、この今日の内容も含めまして、御意見をいただければと思います。この議題による審議は、今日はここまでということで、次回の会議に続けてまいりたいと思えますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上で、本日の審議、すべて終了といたします。進行を事務局の方にお返しします。委員の皆様には本当にありがとうございました。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

委員長、そして委員の皆様、貴重な御審議を賜りましてありがとうございました。御審議いただきました内容をしっかり私どもの方で共有させていただきまして、いじめの防止対策の一層の推進や、この【第2次】の改定に生かしてまいりたいと思えます。

最後に事務連絡をさせていただきます。1点目は次回の会議の日程等についてです。第2回の会議につきましては、令和3年2月下旬を目処に実施したいと考えております。改めて電子メール等で参加可能な日程を確認させていただき、決定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の東京都教育委員会いじめ問題対策委員会を終了いたします。ありがとうございました。